

景観形成重点地区のデザインガイドライン チェックリスト

(その1：建築物・工作物)

項目	デザインガイドライン	歴史的景観形成重点地区				まちなか景観形成重点地区		沿道景観形成重点地区				配慮事項		
		奈良町		西の京	薬師寺周辺	柳生の里	JR奈良駅周辺	近鉄奈良駅周辺	大宮通り	三条通り	豊国大津橋田線		一般国道365号	広域幹線
		ならまち	きたまち											
配置規模	・植栽可能な空地をできるだけ設け、ゆとりとるおのりある空間を確保すること。			○	○	○					○	○	○	
	・周囲の建築物等との調和に配慮すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	・街路空間の連続性に配慮した配置とすること。	○	○		○	○	○	○	○	○				
	・原則として、道路境界線から1m以上後退した配置とすること。			○	○	○							○	
	・周囲の自然景観との調和に配慮すること。	○	○	○	○	○					○	○	○	
	・歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	・周囲に山林等樹木が多くある場合は、周囲の樹木の高さに配慮すること。				○	○					○		○	
	・現在の地形を活かすこと。				○	○					○	○	○	
	・農地の保全に努め、農地の荒れ感を感じさせないこと。			○	○	○						○		
	・歴史的資産や山並みへの眺望ならびに歴史的資産からの眺望に配慮すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
・奈良らし眺望景観(※1)等を阻害しないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
建築物・工作物	形態意匠	・周辺景観との調和に配慮すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		・原則として屋根の形状は、勾配屋根を用いること。勾配は10分の3から10分の7とすること。	○	○										
		・道路に面する1,2階への外壁は、特定勾配(10分の3から10分の4、5)の軒ひさし(原則として軒の出は90cm以上)を設けるよう努めること。また、3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退するよう努めること。	○	○	○	○	○							
		・屋根の形状は勾配屋根を用いること。勾配は10分の3から10分の7とすること。			○	○	○							
		・屋上設備などの突出した物を設ける場合は、外壁の色彩に準じた色彩の壁面を立ち上げるか、またはレシーバー等による適当な覆い措置を講ずること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	・塔屋等は、重点眺望景観および重要眺望景観(※1)に配慮した形態・意匠・色彩とすること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	・給水管やダクト等は、外壁面に露出させないよう設置すること。やむを得ず露出する場合は、道路からできるだけ見えない位置に設置するか、または壁面と同色の仕上げを施す等の措置を講ずること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	・屋外階段及びバルコニーを設ける場合は、形態、材料、色彩によって建築物全体の調和に配慮すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	・長大で無窓など、単純な壁面を作らないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	・低層部(10m以下)は、賑わいを演出した明るく開放的な意匠とするよう努めること。						○	○		○				

(※1)「奈良市眺望景観保全活用計画」に定めています。

■ 景観形成重点地区のデザインガイドライン チェックリスト

(その2：建築物・工作物)

項目	デザインガイドライン	歴史的景観形成重点地区					まちなか景観形成重点地区		沿道景観形成重点地区				配慮事項	
		奈良町		西の京	薬師寺周辺	柳生の里	JR奈良駅周辺	近鉄奈良駅周辺	大宮通り	三条通り	県道大津横田線	一般国道69号		広域幹線
		ならまち	きたまち											
建築物・工作物	・屋根は日本瓦葺（棧瓦・本瓦）とするよう努めること。	○	○	○	○	○								
	・屋根の色彩は、黒～灰。マンセル値は別表3による。	○	○	○	○	○								
	・外壁や工作物の色彩は、「景観区ごとの景観づくりの基本方針」に即した色彩とすること。マンセル値は別表3による。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	但し、各見付面積の20分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではない。						○	○	○	○	○	○	○	○
	商業地帯における建築物の低層部（10m以下）は、周囲の店舗等と共通性のあるアクセントカラーを用いるなど、町並み景観の演出に配慮すること。						○	○	○	○	○	○	○	○
	・外観に光源等の装飾を施さないこと。	○	○	○	○	○								
	・商業地帯で外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。						○	○	○	○	○	○	○	○
	・商業地帯以外の地帯において外観に光源等の装飾を施す場合は、その光源が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。						○	○	○	○	○	○	○	○
	・屋根に太陽光発電設備を設置する場合は、屋根の色彩と調和の取れた色彩とすること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・奈良らしい景観づくりに取り組むよう配慮し、伝統的なデザインをモチーフに生ずる等の手法を取り入れるよう努めること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・歴史的町並みや集落が整っている地帯又はこれらの地帯及び歴史的な遺産の周辺にあっては、地帯の景観的個性を特徴づけている伝統的素材（木、土、漆喰等）の活用を努めること。	○	○	○	○	○							○		
緑化	・駐車場、駐輪場は適切な位置に設け、オープンスペースは可能な限り緑化に努めること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・うるおいのある景観を形成するため、屋上緑化などに努めること。						○	○	○※2				○※2	
	・行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積は行為地面積の3%以上とすること。			○	○	○								
	・在来種を用いるなど、周辺景観との調和を図ること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(※2) 都心景観区域に限ります。

- ・建物や工作物の仕上げを金属素地とする場合は、光沢のないものとする。
- ・在来種については、別に定める奈良市植栽樹木リストを参照すること。